

# スクール・セクハラ 相談特別週間

スクール・セクハラとは、教職員が児童生徒へ性的な言動（発言や行為）を行うことをいいます。

大分県教育委員会では、下記のように相談窓口において相談を受け付けています。誰にも言えずに悩んでいる方、昼間相談できない方、話を聞いて欲しい方など、気になることがあれば匿名で結構ですので、気軽にご相談ください。もちろん秘密は守ります。

**日時** 平成29年  
11月6日(月)～11月10日(金)  
9時 ～ 20時

※通常の相談は、月曜日から金曜日の 9時～17時です



大分県人権啓発  
イメージキャラクター  
こころちゃん

**相談窓口**：大分県教育庁人権・同和教育課内

**相談方法**：電話、メール、FAX

**電話番号**：097-534-4366

**アドレス**：no-sekuhara@pref.oita.lg.jp

**FAX**：097-506-1799